

令和 6 年度

第 3 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 6 月 5 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（7 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

各委員の出欠状況

| 席番 | 氏名 | 出席 | 欠席 | 席番 | 氏名 | 出席 | 欠席 |
|----|-------|----|----|----|--------|----|----|
| 1 | 原田 實夫 | ○ | | 13 | 佐々木 利雄 | ○ | |
| 2 | 堀江 唯雄 | ○ | | 14 | 田邊 文隆 | ○ | |
| 3 | 木村 英宗 | ○ | | 15 | 瀬尾 憲雅 | ○ | |
| 4 | 増谷 克則 | | ○ | 16 | 金本 哲弥 | ○ | |
| 5 | 入谷 弘之 | ○ | | 17 | 渡邊 敬子 | ○ | |
| 6 | 財間 敏行 | ○ | | 18 | 前田 憲二 | | ○ |
| 7 | 須應 敏明 | ○ | | 19 | 道下 和子 | ○ | |
| 8 | 寺西 玉実 | | ○ | 20 | 小次 啓二 | ○ | |
| 9 | 森兼 貢 | ○ | | 21 | 天根 公昭 | ○ | |
| 10 | 前田 耕廣 | ○ | | 22 | 青才 弘江 | ○ | |
| 11 | 宮崎 譲 | ○ | | 23 | 佐々木 英明 | ○ | |
| 12 | 竹森 達 | ○ | | 24 | 榮田 明美 | ○ | |

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

| 役職 | 氏名 | 出席 | 欠席 | 役職 | 氏名 | 出席 | 欠席 |
|---------|-------|----|----|---------|-------|----|----|
| (本 庁) | | | | (口和出張所) | | | |
| 事務局長 | 黒木 和彦 | ○ | | 出張所長 | 田邊 徹 | | ○ |
| 係 長 | 中村 征巳 | ○ | | 主 任 | 小田 正儀 | ○ | |
| 主 任 | 森戸 活美 | ○ | | (高野出張所) | | | |
| 主 任 | 木村 泰三 | ○ | | 出張所長 | 石原 豊年 | | ○ |
| (西城出張所) | | | | 主 任 | 石田 泰清 | ○ | |
| 出張所長 | 山口 博昭 | | ○ | (比和出張所) | | | |
| 主 任 | 沖田 普耶 | ○ | | 出張所長 | 掛札 靖彦 | | ○ |
| | | | | 主 任 | 加川 元暁 | ○ | |
| (東城主張所) | | | | (総領出張所) | | | |
| 出張所長 | 六原 善博 | ○ | | 出張所長 | 今西 隆行 | | ○ |
| 主 事 | 村木 莉加 | ○ | | 主 任 | 光永 稔彦 | ○ | |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局員 (本庁)</p> | <p>ただ今より、令和6年度第3回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)、本日、黒木事務局長は市長ヒアリングのため15時頃に到着予定です。4番増谷委員、8番渡邊委員、18番前田委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(挨拶)</p> <p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。2番堀江委員さん、3番木村委員さん、よろしくお願いたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に追加議案がありますので、事務局から報告させます。</p> |
| <p>事務局員 (本庁)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・議案第7号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」が追加議案となりますので報告します。 |
| <p>議長</p> | <p>続いて、前回5月の委員会で質問のありました、利用権設定の件について、高野出張所からご報告を申し上げます。</p> |
| <p>事務局員 (高野出張所)</p> | <p>前回、「農事組合法人の所有する土地を個人に利用権設定すると、所有農地面積が減少するので、法人の経営計画の変更を行わなければならないのではないか。」というご質問をいただきました。</p> <p>農事組合法人の経営計画について確認したところ、計画内容に所有農地面積を記載する項目は無く、個人に利用権設定をすることによって所有農地面積が減少したとしても、経営計画を変更する必要はないとのことでした。</p> |
| <p>議長</p> | <p>以上が報告になります。</p> <p>このことについてご質問はございますか。</p> <p>(なしとの声)</p> |

| | |
|--------------|---|
| 議長 | <p>それでは議事に戻ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。</p> <p>受付番号20から22の3件について事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局員 (本庁) | <p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p> |
| 議長 | <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p> <p>(なしとの声)</p> |
| 議長 | <p>それでは採決に移ります。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号20から22の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>それでは受付番号20から22の3件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局員 (本庁) | <p>農業経営基盤強化促進法 附則 第5条第1項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和6年5月期の申出分については、「令和6年7月1日公告 利用権設定内訳」とおりです。</p> <p>今回、利用権設定(一般分)が4件20,061㎡となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 議長 | <p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通してください。 それでは、皆様から何かご質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> |
| 議長 | <p>採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9番森兼委員のご退席をお願いいたします。</p> <p>《退席を確認》</p> |
| 議長 | <p>それでは採決に移ります。 「農用地利用集積計画の決定について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員により、決定されました。</p> <p>《着席を確認》</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号6について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p> |
| 事務局員 (本庁) | <p>受付番号6 位置等：説明資料の2、3ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> |
| 議長 | <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 議長 | <p>(なしという声)</p> <p>それでは、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号6について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号10から12の3件について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p> |
| 事務局員 (本庁) | <p>受付番号10</p> <p>位置等：説明資料の2、5、6ページに記載</p> <p>転用事由：工場及び事務所、駐車場</p> <p>資金計画：自己資金と借入資金</p> <p>他法令：都市計画法の開発許可（協議済み）</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>受付番号11</p> <p>位置等：説明資料の2、5、6ページに記載</p> <p>転用事由：工場及び事務所、駐車場</p> <p>資金計画：自己資金と借入資金</p> <p>他法令：都市計画法の開発許可（協議済み）</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>受付番号12</p> <p>位置等：説明資料の2、7ページに記載</p> <p>転用事由：駐車場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外不要</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議長 | <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。</p> |
| 7 番須藤委員 | <p>受付番号 12 について、駐車場の敷地内でトラックを洗車するなど、汚水が発生して農地に流れる可能性はありますか。</p> |
| 事務局 (本庁) | <p>受付番号 12 については、今回、駐車場の敷地を拡張する形として申請されたものです。被害防除では、汚水は発生しないとされています。また、申請地の隣が申請者所有の駐車場施設地で、すでに洗車スペースは別の場所に設けてあり、洗車はそのスペース内で行われるので、汚水が農地に流れることはないと思われま。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 他にはございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですので採決に移ります。 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 10 から 12 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p> |
| 議長 | <p>それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 10 から 12 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 12, 13 の 2 件について、事務局から説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 12</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>事務局員 (西城出張所)</p> | <p>位置等：説明資料の 9, 10 ページに記載 潰廃事由：父から土地を相続した時点で宅地および山林となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：建物が建って、相当な年月が経過しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 13</p> |
| <p>事務局員 (高野出張所)</p> | <p>位置等：説明資料 11, 12 ページに記載 潰廃事由：昭和 59 年ごろに父の代で農地転用の許可を得ずに宅地に転用、住宅を建設しており、農地法を遵守するために顛末書を提出の上、地目変更登記をする。 現地確認：宅地として建物が建って、相当な年月が経過しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> |
| <p>議長</p> | <p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 12, 13 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、「非農地証明申請」受付番号 12, 13 の 2 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、証明することと決定されました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>続きまして、議案第 6 号「農地法等に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>資料にて、農地法施行規則の一部改正及び「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>事務局員 (本庁)</p> | <p>の取扱いに関するガイドライン」の制定に伴い、審査基準、関係する様式等を改めたこと、また、各申請書及び届出書に添付する登記事項証明書は、登記情報提供サービスによる照会番号の記載がある登記情報を印刷した書面に代えることができるため、関係様式等を改めたことを説明。なお、この審査基準等は令和6年6月5日から施行し、令和6年7月総会審議分から適用する。以下略)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 今回の改正により、申請者が提出する説明資料が詳細な内容を記載するよう求める形に改められています。このことについて、事務局より詳細な説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局員 (本庁)</p> | <p>説明資料の内容が詳細な内容を記載するよう求める形に改めた理由としましては、申請許可後に、不適切な土地の運用がされることを防ぐためです。 特に営農型太陽光発電設備の申請については、農地として運用されず、太陽光設備のみの運用がされていたなど、不適切な事例が全国的に発生しているため、申請段階でより厳しい審査基準を設けることとなりました。 庄原市では現在、東城と比和の2か所に営農型太陽光発電設備の一時転用許可をしております。 こちらについては、毎年実績報告書が提出されており、今後も適切な運用に努めることを確認しております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 皆様から質問等はございませんか。</p> |
| <p>16番金本委員</p> | <p>今回の審査基準の改正の対象者は、新規の申請に限定されるのでしょうか。もしくは継続申請の場合も改正された様式を用いて申請することになるのでしょうか。</p> |
| <p>事務局員 (本庁)</p> | <p>今回の改正は、施行規則が令和6年4月1日以降の新規に取り扱うものから適用すると示しております。経過措置としまして、現在許可している申請については従前の例(改正前の基準)によるとしております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>他に質問はございませんか。 (なしとの声) それでは採決に移らせていただきます。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 議長 | <p>議案第6号について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員決定されました。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局員 (本庁) | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画原案について、本市農業振興課から意見を求められています。</p> <p>農用地利用集積等促進計画については、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律の改正法により、地域計画が策定された地域において、その計画の実施を促進するのが本来の流れとされていますが、庄原市では現在、地域計画を作成中であります。</p> <p>この取扱いとしましては、令和6年度中の経過措置として、地域計画が未策定である地域でも、中間管理機構が中間管理権を保有している土地で、県等が実施する圃場整備事業等による転貸または借受者の付け替えによる転貸が見込まれるとき、機構が農用地利用促進計画の原案を作成し、市町に確認を求めることの運用が定められております。</p> <p>今回、市は、この原案の確認を行うにあたり、農業委員会へ意見聴取を行うものです。</p> <p>原案の内容は、中間管理機構を通じて設定された利用権の借受者を移転する(付け替える)ものです。今回移転となる経緯は、現在施行されている口和町田口地区の県営圃場整備事業において、区画整理工事が完了した土地から順次、換地の登記を行います。その登記に先立ち、一部、従前の土地で設定された機構との使用貸借に関する権利を整理する必要が生じたため、権利を移転する計画案を機構が作成されたということです。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可し、公告されます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問等はございますか。</p> <p>(なしとの声)</p> |

| | |
|--------------|--|
| 議長 | <p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第7号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案された原案に「異議なし」の旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p> |
| 議長 | <p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p> |
| 事務局員 (本庁) | <p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会長報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・拡大役員会（総会終了後）午後3時30分より開始 ○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画について（農業振興課より説明） ・庄原市農業委員会「非農地証明申請」の取り扱い基準について ○配布物 <ul style="list-style-type: none"> ・2024年度 農業委員会業務必携 91号 ○今後の主な日程 <ul style="list-style-type: none"> の報告を行った。 |
| 議長 | <p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p> |
| 議長 | <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第3回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時20分)</p> |

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年6月5日

議 長
(道下 和子) _____

2 番委員
(堀江 唯雄) _____

3 番委員
(木村 英宗) _____